

## 学校法人聖徳学園ネーミングライツ募集要項

学校法人聖徳学園（以下「本学園」という。）は、「学校法人聖徳学園ネーミングライツ募集要項」に基づき、本学園の所有する施設等の有効活用を通じて、事業者等との連携の機会を拡大するとともに、新たな財源の確保により安定した財政基盤を確立し、本学園の教育研究環境を向上させることを目的として、ネーミングライツを実施する事業者等を次のとおり募集します。

### 1. 定義

- (1) ネーミングライツとは、本学園が命名権を付与した事業者等（以下「命名権者」という。）から得た命名権の対価（以下「命名権料」という。）を活用して、本学園の教育研究環境の向上を図る事業をいう。
- (2) 命名権とは、本学園の施設等に事業者等の名称、商標名、ロゴ、シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を設定する権利をいう。
- (3) 施設等とは、本学園が所有する施設やスペースその他の財産をいう。
- (4) 事業者等とは、法人、法人以外の団体又は法人等により構成された団体をいう。

### 2. 対象施設等

- (1) 岐阜聖徳学園大学 羽島キャンパス 南グラウンド
- (2) 岐阜聖徳学園大学 羽島キャンパス 第2学生会館

### 3. 命名権の契約期間及び命名権料

- (1) 命名権の契約期間  
原則2年間（延長可能）
- (2) 命名権料  
1件 年額100万円以上（税別）

### 4. 応募条件

次の各号のいずれにも該当しないものとします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にある者
- (2) 社会問題を起こしているもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2

条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行う者

- (4) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項の規定による貸金業を行う者
- (5) 賭け事に係る業種に属する事業を行う者
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされている者
- (7) 政治団体
- (8) 国税、地方税等を滞納している者
- (9) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (10) その他、命名権者として適当でないと思われる者

#### 5. 愛称等の条件

当該施設等にふさわしいものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、愛称等として設定することはできません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 特定の政党又は政治団体の宣伝に関するもの
- (4) 宗教の宣伝又は布教活動に関するもの
- (5) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に関するもの
- (7) 貸金業法第2条に規定する貸金業に関するもの
- (8) 取引商品等の性質上、消費者との懸案惹起が想定されるもの
- (9) 社会的批判を惹起するおそれがあるもの
- (10) その他、愛称等として適当でないと思われるもの

#### 6. 愛称等の表示サインの設置及び管理

- (1) 愛称等の表示サイン、サイズ、設置箇所、設置方法等については、本学園と協議のうえ、決定するものとします。
- (2) 愛称等の表示サインの設置、維持及び契約期間満了後の原状回復に係る費用は、原則、本学園が負担します。

#### 7. 命名権者の特典

命名権者には、次の特典があります。詳細については、本学園と事前協議するものとします。なお、特典等を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- (1) 命名権者には、本学園施設等の学外借用優先権を付与します。
- (2) 本学園の学生等との交流や大学祭・公開講座・セミナー等への参画の機会を提供します。
- (3) 本学園の公式ウェブサイトにおいて、愛称等を積極的に使用します。ただし、大学案内等の印刷物については、愛称等使用開始後に作成するものを対象とします。  
(広報媒体によっては、費用負担が発生する場合があります。この場合は協議により決定します。)
- (4) 命名権者は、命名権者であることをPRすることができます。
- (5) 命名権の契約期間満了の3か月前までに契約更新を申し入れた場合は、契約更新に際して優先して協議を行います。
- (6) その他、希望される付帯条件等があれば応募時に提案することができます。

## 8. 応募書類の提出及び方法

### (1) 提出書類

- ① ネーミングライツ申込書(別紙様式)
- ② ネーミングライツを希望する法人に係る次の書類等
  - ・事業者等の概要を記載した書類(会社概要など)
 必要に応じて、以下の書類の提出を求めることがあります。
  - i) 法人の登記事項証明書(発行3か月以内のもの)
  - ii) 直近3事業年度分の決算報告書(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書
  - iii) 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類(納税証明書など)
- (2) 提出先 学校法人聖徳学園 法人本部 経営企画部企画課 広告事業担当
- (3) 提出方法 郵送もしくは持参

## 9. 選考方法

次の選考基準をもとに、本学園が設置する広告事業選考委員会において、総合的に審査し選考します。また、応募者が1者のみの場合も命名権者としてふさわしいかどうかを審査します。なお、いずれの応募についても不相当とする場合があります。

### (1) 選考基準

- ① 応募条件、愛称等の条件、応募の趣旨、愛称等の案等
  - ア 命名権者としてふさわしいか
  - イ 愛称等が本学園構成員、地域に受け入れられるか、施設のイメージを損なうおそれがないか
- ② 経営状況等
  - ア 経営基盤が安定しているか
  - イ 命名権料の金額

10. 選考結果の通知、公表

選考結果は、応募者に通知します。また、命名権者と正式に契約を締結した後、契約内容（愛称等、命名権者名、命名権料等）を本学園の公式ウェブサイト等で公表します。ただし、命名権料については、命名権者が非公開を希望した場合、非公開とすることもあります。

11. 契約の締結

本学園は、命名権者とネーミングライツに関する契約を締結します。

12. 命名権料の納入

本学園が指定する期日までに本学園が発行する請求書により、年度ごとに一括で納入することとします。なお、既納された命名権料については、原則返還しないものとします。

13. リスクの責任分担

命名権者は、愛称等及び表示サインのデザインに関する一切の責任を負うものとします。

第三者から愛称等及び表示サインのデザインに関して、苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、命名権者の責任及び負担において解決するものとします。

14. 問い合わせ先（提出先）

学校法人聖徳学園 法人本部 経営企画部企画課 広告事業担当

〒501-6122 岐阜市柳津町高桑西一丁目1番地

T E L : 058-279-3300

F A X : 058-279-0030

E - m a i l : k-kikaku@shotoku.ac.jp